

自立支援協議会の目的・機能

1 自立支援協議会の法的な位置づけ

- ・ 地方公共団体は、(中略)障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

(障害者総合支援法第89条の3の1)

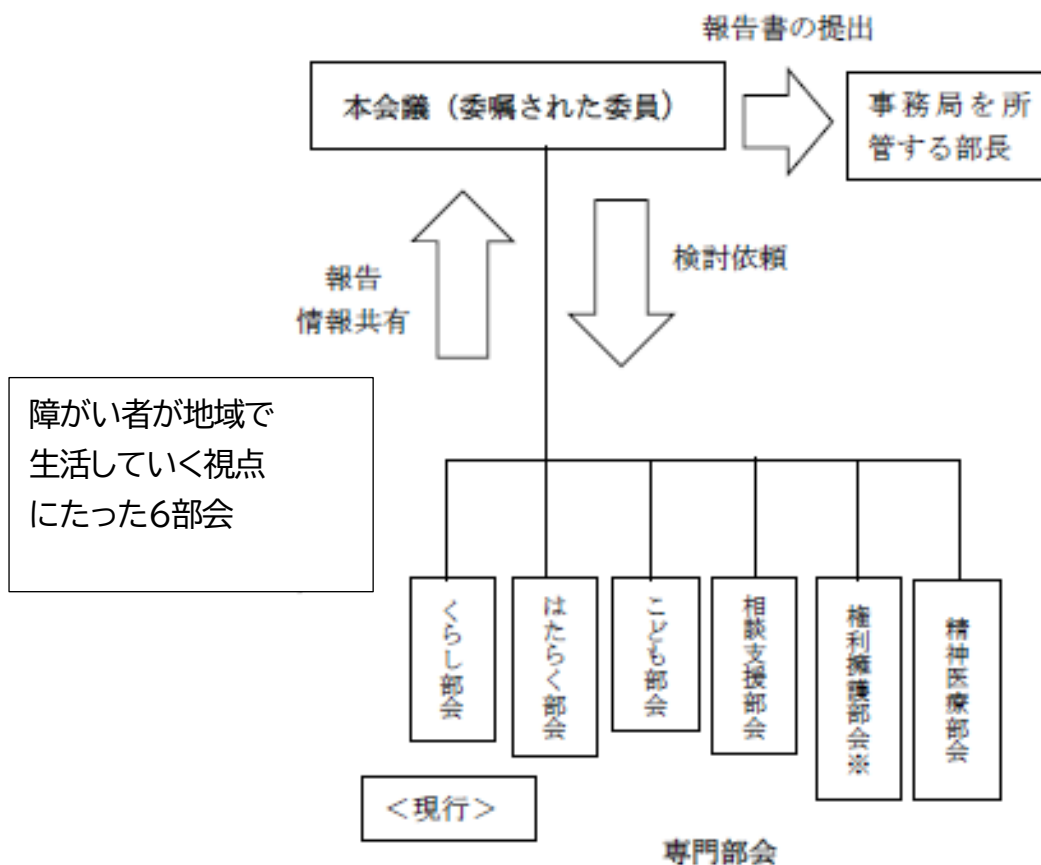
- ・ 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(第89条の3の2)

2 自立支援協議会の役割

- 各機関の情報交換と連携強化
- 困難事例検討と対応方法の検討
- 各機関が抱える課題の抽出及び障がい福祉行政への提言
- 地域における権利擁護システムの検討
- 市町村障がい福祉計画を定め変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(第88条の8)
- 「地域生活支援拠点等」の運営検証・検討 ⇒ 地域ニーズに合った社会資源の整備
- 「日中サービス支援型 GH」の報告 ⇒ 地域に開かれたサービスとするため

3 現在の足立区地域自立支援協議会の構成 (2018年 H30年～)



※ 権利擁護部会は、差別解消支援地域協議会機能を担う。